

○京極町水資源保全条例  
平成25年3月27日  
条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、本町における水資源が、将来に引き継ぐべき町民共通の貴重な財産であり、町民の福祉の増進に沿うように利用されるべき資源であるとの観点から、町、町民、事業者等が協働してその保全に努めることにより、公共の福祉に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水資源 本町に存在する事業用又は生活の用の資源となる湧水、地下水等をいう。
- (2) 地下水 水資源のうち、井戸により採取する水(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉、鉱業法(昭和25年法律第289号)第3条第1項に規定する可燃性天然ガスを溶存する地下水並びに河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項及び第100条第1項に規定する河川の流水であることが明らかなものを除く。)をいう。
- (3) 井戸 掘削し、又は動力を用いて地下水を採取する施設をいう。
- (4) 町民 本町に住所を有する者をいう。
- (5) 町民等 町民及び町内に滞在する者並びに町内に所在する土地、建物、事業所等の所有者及び管理者をいう。
- (6) 事業者 町内において、営利等を目的として事業を行う個人、法人又は団体をいう。
- (7) 採取者 町内において地下水の採取を行う者をいう。
- (8) 特定事業 水質の汚濁の原因となる物質に汚染された水を排出するおそれがある事業活動を行う業種で別表に掲げるものをいう。
- (9) 特定施設 特定事業を行うための施設をいう。

(町の責務)

第3条 町は、水資源の保全に資するため、総合的な施策を講じなければならない。

(町民等の責務)

第4条 町民等は、水資源が貴重なものであることを認識し、節水、緑地の保全等により自ら水資源の保全に努めるとともに、町が行う水資源の保全に係る施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、水資源が貴重なものであることを認識し、事業活動に際しては、水資源の保全のために必要な措置を講ずるとともに、町が行う水資源の保全に係る施策に協力しなければならない。

(採取者の責務)

第6条 採取者は、地下水採取量の縮減に努めるとともに、地下水の涵養等自ら水資源の保全のために必要な措置を講ずるとともに、町が行う水資源の保全に係る施策に協力しなければならない。

(保全地域の指定等)

第7条 町長は、水資源の保全に資するため、保全地域を指定することができる。

2 町長は、保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ京極町水資源保全審議会に諮問し、その意見を尊重して行わなければならない。

3 町長は、第1項の規定により保全地域を指定したときは、その趣旨及びその区域を告示しなければならない。

4 前2項の規定は、保全地域を変更し、又は解除しようとする場合について準用する。

(特定施設の設置の届出等)

第8条 保全地域内において、特定施設を設置しようとする者は、次に掲げる事項を町長にあらかじめ届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、所在地及びその代表者の氏名)
- (2) 特定施設の名称及び所在地
- (3) 特定事業の種類
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用の方法
- (6) 排出水の処理の方法及び予想される排出水の量
- (7) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更したときは、その旨を町長に届け出なければならない。ただし、町長が公益上必要と認める場合は、この限りでない。

(地下水の採取の許可)

第9条 保全地域内で地下水を採取するため井戸(揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。))が6平方センチメートルを超えるものに限る。)を掘削しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可を受けた井戸について、ストレーナーの位置を変更し、又は吐出口の断面積を大きくしようとする場合も、同様とする。

2 町長は、前項の場合において、次条に定める許可基準に適合していると認める場合でなければ、同項の許可をすることができない。ただし、町長が公益上必要と認める場合は、この限りでない。

3 町長は、第1項の許可に必要な条件を付することができる。

4 第1項の規定は、保全地域の指定又は変更により新たに保全地域となる区域内において、現に事業活動を行っている特定事業者の特定施設については、当該特定事業者が引き続いて当該特定施設において事業活動を行っている間は適用しない。ただし、その区域が新たに保全区域となった日以後に、当該特定事業者が当該特定施設の構造又は設備の変更をするときは、この限りでない。

(許可基準)

第10条 地下水の採取に係る許可基準は、次に定めるところによる。

- (1) 地下水の有効的な利用に支障がないこと。
- (2) 既存の水道水源又は井戸に影響を及ぼすおそれがないこと。
- (3) 採取する地下水の用途が必要、かつ、適当であること。
- (4) 他の水をもって代えることが困難であると認められること。

(許可申請)

第11条 第9条第1項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、所在地及びその代表者の氏名)
- (2) 地下水の用途
- (3) 井戸ストレーナーの位置、揚水機の種類及び吐出口の断面積
- (4) 1日の平均採取量

2 前項の申請書には、井戸の設置場所を示す図面その他町長の指定する図書を添付しなければならない。

(許可又は不許可の通知)

第12条 町長は、前条の規定により許可申請者から申請があったときは、60日以内に許可又は不許可の決定をしなければならない。

2 町長は、前項の決定をしたときは、文書をもって許可申請者に通知しなければならない。

(完成の届出)

第13条 第9条第1項の許可を受けた者(以下「許可採取者」という。)は、井戸が完成した日から15日以内に町長に完成届出書をし、その検査を受けなければならない。

(変更の届出)

第14条 許可採取者は、第11条第1項各号に定める事項に変更があったときは、その変更があった日から30日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

(許可の承継)

第15条 許可採取者から第9条第1項の許可に係る井戸(以下「許可井戸」という。)を譲り受け、相続(法人における合併又は分割を含む。)し、又は借り受けた者は、当該許可井戸に係る許可採取者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可採取者の地位を承継した者は、当該承継のあった日から30日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

(許可の失効等)

第16条 許可採取者が、許可井戸につき次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該井戸に係る許可は、その効力を失う。

- (1) 許可井戸を廃止したとき。
- (2) 許可井戸の揚水機を動力によらないものとし、又は揚水機の吐出口の断面積を6平方センチメートル以下としたとき。

2 許可井戸を廃止した者は、30日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第17条 町長は、偽りその他不正な手段により第9条第1項の許可を受けた者に対して、その許可を取り消すことができる。

2 町長は、第9条第1項の規定に違反して許可を受けずに井戸を掘削した者又は同条第3項の規定により付した条件に違反した者に対し、その違反を是正するため、期限を定めて、必要な措置を採ることを命ずることができる。

3 町長は、予見することができなかつた特別の事情の発生により、地下水の保全を図るため、緊急の必要があると認めるときは、許可採取者に対し、相当の期間を定めて、地下水の採取を制限することができる。

(報告の徴収)

第18条 町長は、水資源の保全上必要があると認めるときは、特定事業等実施者(届出をせずに特定事業を行う者及び水質の汚濁の原因となる物質に汚染された水を排出するおそれがある事業活動を行う者を含む。次条から第24条までにおいて同じ。)及び採取者に対し、規則で定める事項について報告させることができる。

(立入調査)

第19条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に特定事業等実施者若しくは採取者の事業所若しくは事務所又は採取者の井戸の設置場所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求を受けたときは、これを提示しなければならない。

(指導等)

第20条 町長は、地下水を採取することにより付近の水の減少、枯渇、汚染若しくは地盤沈下への影響があると認められるとき、又は水質の汚濁の防止を図るために必要があると認められるときは、特定事業等実施者又は採取者に対し指導し、若しくは助言し、又は期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(措置命令)

第21条 町長は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、その者に対し、期限を定めて当該措置を採るべきことを命ずることができる。

(緊急時の措置命令)

第22条 町長は、地下水を採取することにより付近の水の減少、枯渇、汚染若しくは地盤沈下の現象が生じたとき、又は水質の汚濁の現象が生じたときは、期限及び区域を定め、その区域内における特定事業等実施者又は採取者の全部又は一部に対し、地下水の採取の制限、排出水の制限その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(措置の届出)

第23条 第20条の規定による勧告又は前2条の規定による命令を受けた者は、当該勧告又は命令に係る措置を採ったときは、その措置を採った日から7日以内に町長に届出をし、その検査を受けなければならない。

(氏名等の公表)

第24条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者について、その者の氏名等を公表することができる。

- (1) 第17条第1項の規定による許可の取消しの処分を受けた者
- (2) 正当な理由なく第17条第2項の規定による命令に従わない者
- (3) 第17条第3項の規定による地下水の採取を制限された者
- (4) 正当な理由なく第20条の規定による勧告に従わない者
- (5) 第21条又は第22条の規定による命令を受け、正当な理由なくして当該命令に係る措置を行わない者

2 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめその者に対し、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(適用除外)

第25条 第8条及び第9条の規定は、国又は地方公共団体が特定施設を設置し、又は保全地域内で地下水を採取する場合は適用しない。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第27条 第17条第2項、第21条又は第22条の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第9条第1項の規定による許可を受けずに井戸を掘削し、又は変更した者
- (2) 正当な理由なく、第19条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

- (1) 産業廃棄物処理業(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第1項及び第6項に規定する業をいう。)
- (2) 鉱業(鉱業法第4条に規定する鉱業をいう。)
- (3) 採石業(採石法(昭和25年法律第291号)第10条第1項第3号に規定する採石業(砕石業を含む。)をいう。)及び砂利採取業(砂利採取法(昭和43年法律第74号)第2条に規定する砂利採取業をいう。)
- (4) クリーニング業(クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第2条第1項に規定するクリーニング業をいう。)